

衆議院法務委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 24 日（水）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 58 号）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 59 号）

・小泉法務大臣、宮崎厚生労働副大臣、三浦厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）牧原秀樹君（自民）、山田美樹君（自民）、大口善徳君（公明）、米山隆一君（立憲）、鎌田さゆり君（立憲）、高橋英明君（維教）、おおつき紅葉君（立憲）、鈴木庸介君（立憲）、空本誠喜君（維教）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

牧原秀樹君（自民）

- （1） 本法律案により実現を目指す我が国の形の在り方についての法務大臣の見解
- （2） 本法律案により増加する外国人労働者数の見通し
- （3） 制度改正後における二国間取決めの見直し及び技能実習修了者が育成就労の対象とならないことの確認
- （4） 生活保護や緊急小口資金等の外国人への社会福祉制度の適用の現状
- （5） 給付が急増している社会保障制度に本法律案が与える影響についての厚生労働副大臣の認識
- （6） 不法就労助長罪の法定刑の大幅な引上げの背景と趣旨
- （7） 共生社会の実現に向けた同時翻訳システムの周知及び普及の重要性
- （8） 外国人差別への対策の重要性についての法務大臣の見解

山田美樹君（自民）

- （1） 外国人労働者の受入れ拡大に伴う日本社会の在り方
- （2） 在留資格審査の迅速化及び透明化に関する取組状況及び今後の改善の方向性
- （3） 育成就労制度
 - ア 技能実習生の失踪数及びその後不法滞在となった者の人数
 - イ 上記アの事例に対する制度改正の内容及びその効果
 - ウ 転籍前後の企業負担の平等性の確保及び都市部への人材集中に対する対応策
- （4） 外国人の社会保険
 - ア 外国人の社会保険料の滞納や不正利用に対する対応策
 - イ 永住者の公租公課の不払いの状況及び改正案における対応策
- （5） 外国人労働者本人及び帯同家族の生活支援を自治体任せにせず国全体の問題として取り組む必要性
- （6） 外国人は安価な労働力との誤った認識を改めるための周知徹底及び受入れ企業の好事例を共有する方策の必要性

大口善徳君（公明）

- （1） 育成就労制度の創設及び特定技能制度の適正化
 - ア 現行制度の見直しが必要な理由
 - イ 現行制度下で生じている人権問題や失踪等の課題の解決の在り方
- （2） 外国人本人の意向による転籍の要件

- ア 就労期間
 - a 就労期間を分野ごとに設定することとしている「当分の間」の想定期間及び当該要件の見直し時期
 - b 転籍制限に見合った待遇の向上を図るための具体的な施策及びその取組の確認方法
- イ 分野ごとに定める一定の日本語能力を要件とした趣旨
- ウ 転籍後の受入れ機関が分担する初期費用の範囲及び分担方法
- エ 転籍支援における監理支援機関とハローワーク及び外国人育成就労機構との具体的な連携方策
- (3) やむを得ない事情がある場合の転籍の要件
 - ア 現行制度からの要件の拡大及び手続の柔軟化の内容
 - イ 上記アについて外国人にも分かるように周知徹底する必要性
- (4) 外国人が送出国に対して支払う手数料の適正化のための基準及び送出国との二国間取決めによる実効性の担保の見直し
- (5) 永住者の在留資格の変更及び取消し
 - ア 取消事由
 - a 在留カードの携帯の失念など軽微な義務違反での取消しの有無
 - b 公租公課の支払が病気や失業のためにできない場合であって支払義務を認識していた場合における在留資格の取消しの要否
 - c 取消事由が疑われる外国人に係る国又は地方公共団体の職員の通報についてガイドライン等により周知する必要性及び在留資格の取消しに当たっては慎重に審査を行う必要性
 - イ 永住者以外の在留資格への変更の在り方及び変更が認められない場合として想定される事例
 - ウ 永住者以外の在留資格に変更された場合における配偶者又は子の在留資格への影響

米山隆一君（立憲）

- (1) 外国人労働者の増加が我が国の社会保障の収支改善に資する可能性
- (2) 育成就労制度
 - ア 特定技能制度における特定産業分野に該当しない技能実習制度の対象職種の取扱い
 - イ 技能実習制度及び育成就労制度における各分野の技能の修得のために求められる講習の内容
 - ウ 現に実施されている講習内容に照らした技能実習制度における監理費の妥当性及び育成就労制度の下における監理費の在り方
 - エ 技能実習2号を修了した者のうち特定技能1号に移行した者の全体及び分野別の割合
 - オ 育成就労を修了した者のうち特定技能1号に移行せずに帰国することが見込まれる者の割合
 - カ 技能実習2号を修了した者のうち上記エ及び技能実習3号に移行した者の合計の割合
 - キ 特定技能1号に移行しない者にまで特定技能1号の人材を育成するための講習費を含む監理費を徴収する制度の妥当性
- (3) 外国人労働者本人の意向による転籍
 - ア 監理支援機関による転籍阻害を避けるために簡素な書面の様式を定める必要性及び書面の郵送による申出の可否
 - イ 転籍先を探している事実を育成就労実施者に知られないようにするための措置

鎌田さゆり君（立憲）

- (1) 名古屋出入国在留管理局での被收容者死亡事案における投薬処方の方の妥当性について検証を行う必要性
- (2) 改正案における永住許可制度
 - ア コロナ禍の経済的事情による税金の滞納等により永住が不許可あるいは取り消された事例

- イ 現在生活保護を受けている永住者の数及び法改正による影響
- ウ 永住許可制度の改正に関する有識者会議等での議論の有無
- エ 上記ウの検討の経緯に対する法務大臣の認識
- オ 第三者的機関による議論を踏まえて本制度に関する改正案を再提出する必要性
- カ 本制度に関する改正案の検討の経緯を時系列で整理して本委員会に提出する必要性
- キ 地方自治体からの永住者の公租公課の滞納に関する通報件数及び滞納の統計の有無
- ク 法務省による永住者の公租公課の滞納についての調査の有無
- ケ 公租公課の滞納を理由として永住者の生活基盤となる在留資格を取り消すことの妥当性
- コ 立法事実を整えてから本制度に関する改正案を国会に提出すべきとの意見に対する法務大臣の見解

高橋英明君（維教）

- (1) 育成就労制度の創設
 - ア 技能実習制度との相違点、本制度の目的及び制度利用者にとってのメリット
 - イ 制度改正により安価な労働力の確保という外国人労働者に対する意識が改まる可能性
 - ウ 本制度の創設が技能実習制度における人権侵害の批判に対して体制を整えたにすぎないものである可能性
 - エ 育成就労から特定技能一号に変更する際の基準の変更の有無
 - オ 受入企業側の育成損とならないよう特定技能一号から特定技能二号への変更を容易にする等して在留期間を延長する必要性
 - カ 真面目に働いている一号特定技能外国人については上限5年の在留期間の延長を検討する必要性
 - キ 選ばれる国になるために国内で労働力を確保する必要性
 - ク 育成就労制度においても受入れ外国人数を職種ごとに制限する必要性
 - ケ 本制度における外国人労働者の雇用管理の在り方
- (2) 出入国在留管理庁の体制整備
 - ア 出入国在留管理庁の人的及び物的体制の整備の必要性
 - イ 現場である出入国在留監理官署の長期的な体制整備の必要性
 - ウ 業務量に応じた適正な人員配置の在り方
 - エ 地方公共団体等の要望に応じられる体制整備の必要性
 - オ 関係機関と連携して不法滞在対策に取り組む必要性
- (3) 6月10日施行予定の改正入管法
 - ア 不法滞在者に係る送還停止効の例外規定の施行前に行った難民認定申請回数の取扱い
 - イ 6月10日以降に仮放免の条件に違反した者の送還の可否
- (4) 外国人労働者の受入れ
 - ア 外国人労働者の就労環境の整備を行う事業主への方策
 - イ 外国人労働者を受け入れる企業を監督する機関の在り方
 - ウ 受入れ外国人労働者に日本語能力を要件とすることの是非

おおつき紅葉君（立憲）

- (1) 留学生の資格外活動の許可要件
- (2) 技能実習生が大学の夜間コース等で就学することの可否及び在学実績
- (3) 職業能力開発校
 - ア 技能実習生や育成就労外国人が職業能力開発校で就学することの可否
 - イ 外国人を受け入れるための条件

- ウ 外国人の受入れの方向性についての文部科学省と厚生労働省における検討状況
- エ 外国人が学びながら働ける枠組を創設する必要性
- (4) 地域おこし協力隊
 - ア 外国人隊員の人数及び要件
 - イ 外国人隊員として活動するための在留資格
 - ウ 外国人を積極的に登用していくための支援の必要性
- (5) 地方出入国在留管理局における入国・在留審査の在り方
 - ア 審査状況が地方官署ごとに異なるとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
 - イ 審査基準の統一的運用を確保するための方策
- (6) 日本語能力
 - ア 育成就労から特定技能2号に移行するまでの各段階における日本語能力要件
 - イ 育成就労から特定技能1号へ移行する際に日本語能力試験の合格を必須とした理由

鈴木庸介君（立憲）

- (1) 技能実習の現場の事情に詳しい者を新たな有識者会議の委員とする必要性
- (2) 育成就労外国人本人の意向による転籍
 - ア 育成就労外国人が監理支援の対象から外れることになる監理支援機関が関係者との連絡調整等を行うことを担保するための措置
 - イ 監理支援機関が関係機関と情報を共有することとされている制度の建付けの確認
 - ウ 転籍前の受入れ機関が負担した初期費用等が転籍後の受入れ機関により補填される制度の運用方針
 - エ 監理支援機関に設置が義務付けられた外部監査人の役割及び適任者
 - オ 転籍支援を監理支援機関ではなくハローワークの機能とする必要性
 - カ 転籍支援の在り方についての法務大臣の見解
- (3) 永住者の在留資格の取消し
 - ア 公租公課の定義
 - イ 公租公課に年金保険料及び健康保険料が含まれるか否かの確認
 - ウ 公租公課に緊急小口資金等特別貸付の償還が含まれるか否かの確認
 - エ 永住者の在留資格が取り消される判断基準となる「悪質性」の内容
 - オ 家族帯同のため必要な扶養能力について年収額などの具体的な指針を定めて示す必要性
 - カ 8年間母国の家族と離れて生活することが求められる中で永住許可申請者が増加する可能性
 - キ 永住者の在留資格が取り消された場合における家族の在留資格への影響
- (4) 特定在留カード
 - ア 在留カード等読取りアプリケーションを使用した場合の特定在留カード情報の表示範囲
 - イ 新規入国者への特定在留カードの交付を入国時に行う方法の検討の有無
- (5) 育成就労制度は現行制度の抜本的解決策となっていないとの指摘に対する法務大臣の見解

空本誠喜君（維教）

- (1) 現行の技能実習制度の状況
 - ア 特定産業分野のうち工業製品製造業分野に繊維業を追加することが遅れた理由
 - イ 繊維業における外国人労働者に対する時間外労働の賃金不払い人数及び事業場数並びに受入れ外国人に対する割合
 - ウ 繊維業において技能実習生を受け入れるための追加要件とされた国際的な人権基準遵守等の要件を全分野の共通要件とする必要性

- エ 繊維業では時間外労働に対する賃金不払い等の違反の割合が多い事実の確認
- オ 中小企業において勤怠管理の電子化及び給与の月給制の導入を促進するための政府の方策
- カ 上記ウの追加要件を定めるに当たり現場の意見を汲み取る必要性
- (2) 外国人労働者の増加
 - ア 外国人の雇用を増やす前に完全失業率を1%程度にして日本人の雇用を増やす必要性
 - イ 低賃金の労働集約型産業を外国人労働者に実施させることの可否
- (3) 特定産業分野の追加
 - ア 特定産業分野として追加された4業種における労働力不足の状況及び自動車運送業における2種免許の要否
 - イ 我が国の運転免許への書換えや取得に係る費用負担者
- (4) 激変緩和措置
 - ア 3年間で技能実習生の育成就労への移行可能性
 - イ 改正法施行後に技能実習生修了者が育成就労制度で再入国することの可否

本村伸子君（共産）

技能実習生の失踪問題

- ア 外国人技能実習機構が過去3年間で行った受入れ機関への実地検査数
- イ 失踪者を出した受入れ機関すべてに実地検査を行っていない理由及び行方不明者と失踪者の違い
- ウ 実地検査を行った結果法令違反等が確認された件数
- エ 行方不明者数と失踪者数との関係
- オ 外国人技能実習機構による実地検査の状況を法務大臣が確認する必要性
- カ ベトナムとの二国間協定に基づき失踪者の実態調査及び調査結果の集計を適切に行う必要性
- キ 失踪者の集計をしていない中で受入れ機関への実地検査や実態把握が適切に行われる可能性
- ク これまでに確認された法令違反の具体的な内容
- ケ 出入国在留管理庁が失踪者の実態や失踪の原因を把握していない可能性
- コ 失踪者を出した受入れ機関及びいわゆるブローカーに対して行った行政処分の内容
- サ 出入国在留管理庁が上記コの内容を通報した関係機関及びそれぞれの件数
- シ 技能実習機構による元技能実習生を含む失踪者に対する聴取票
 - a 聴取結果
 - b 対象者数
 - c 失踪後に発見された人数
 - d 実情の集計を実施していない中で技能実習生の保護が適切に行われない可能性
 - e 失踪者の実態が把握できる聴取票を本委員会に提出する必要性
- ス 失踪後に死亡が判明した技能実習生の人数
- セ 上記スのうち労働災害が認められた件数
- ソ 失踪者について人身売買や臓器提供等が行われた可能性
- タ 失踪者数について警察等からの情報提供で集計できる可能性
- チ 失踪者の多い建設及び農水業界において国土交通省及び農林水産省と法務省との対策の連携内容
- ツ 技能実習生の相談場所の確保及び転籍先が見つかるまでの間の生活保障を行う必要性